

3 地域で福祉を支える

(1) 地域福祉活動との協働を進める

●練馬区社会福祉協議会

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織である。全国の自治体に設置されており、社会福祉法において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められている。

練馬区社会福祉協議会は、(以下、区社協という。)ボランティア活動の推進や権利擁護センターの運営、共同募金への協力、区の福祉事業の受託など、公共性の高い民間非営利組織として活動しており、地域福祉推進の中心的な役割を果たす団体として、地域における福祉関係者や関係機関、団体等と連携し、つながりのある地域づくりと地域福祉の推進という重要な役割を果たしている。

区社協の運営や財政基盤は、その活動内容や趣旨に賛同する区民や団体が「会員」になることにより支えられている。平成25年3月31日現在、個人会員3,664人、団体会員は255団体となっている。

区社協の行っている主要な事業は以下のとおりである。

1 相談業務

住民から寄せられる福祉に関する様々な相談に対して、情報提供や支援など総合的な対応を行っている。

2 ボランティア・地域福祉推進事業(ボランティア・地域福祉推進センターの運営)

ボランティア活動をしたい方とボランティアを必要とする方を結ぶ接点として、ボランティア活動・地域福祉活動に役立つ研修会や講習会の開催、情報誌の発行などによる情報提供を行っている。また、「小地域福祉活動」として、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指して、支えあいの仕組みづくりやネットワークの構築を図る取組を地域の方々といっしょにすすめている。

また、光が丘、大泉、関町にもコーナーを開設し、ボランティア・地域福祉活動に関する相談に応じている。

3 権利擁護センターほっとサポートねりまの運営

権利擁護センターは、福祉サービスの利用援助、成年後見制度の利用支援などを行っており、区における「成年後見制度推進機関」として位置づけられている。(96ページ参照)

4 在宅サービス事業

日常生活を営む上で手助けを必要とする区民に、有償で家事援助や介護援助サービスを行っている。24年度のサービス提供時間数は、4,470時間であった。また、

サービスを提供する協力員を常時募集し、24年度は5回の研修や講習会を実施した。

協力員登録状況(25年3月31日現在)162人(男性14人、女性148人)

5 赤い羽根共同募金への協力

赤い羽根共同募金活動を東京都共同募金会練馬地区協力会として実施し、24年度は、区内の募金活動により集められた寄付金9,685,409円を東京都共同募金会に納付した。

6 歳末たすけあい運動募金

練馬区町会連合会、練馬区民生児童委員協議会および区社協が実施主体となり、歳末たすけあい運動募金を実施している。24年12月1日～31日の募金実績額は、15,312,361円であった。

募金活動により集められた寄付金を財源として、区内で福祉に関する事業を行なう団体の活動を支援するため、助成事業を行なっている。

7 生活福祉資金貸付事業(東京都社会福祉協議会からの受託事業)

低所得世帯、障害者や介護を必要とする高齢者のいる世帯に対して、生活の安定と経済的自立を図る貸付けを行っている。(24年度実績 90件、94,608,619円)

8 総合支援資金貸付事業(東京都社会福祉協議会からの受託事業)

失業等により日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのための継続的な相談支援を必要とする世帯を対象に、再就職までの間の生活資金等の貸付けを行っている。(24年度実績 5件、3,111,323円)

9 不動産担保型生活資金貸付事業(東京都社会福祉協議会からの受託事業)

所得の少ない高齢者が自宅の土地や家屋を担保に、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活費や医療費の貸付けを行っている。(24年度実績 1件)

10 私立高等学校等入学資金貸付事業

生活保護世帯あるいはこれに準ずる生活困難な世帯を対象として、私立高等学校の入学に際し、入学資金に係る他の公的資金を借り受けてもなお資金が不足する場合に入学資金等の差額分の貸付相談を行っている。

11 受験生チャレンジ支援貸付事業(練馬区からの受託事業)

一定所得以下の世帯の中学3年生・高校3年生の支援のために、学習塾の費用や高校、大学などの受験料の貸付けを行っている。(24年度実績 347件、44,837,400円)

12 チェアキャブ運行事業

常時車いすを使用する障害者および高齢者の外出、社会参加を促進するため、リフト付き自動車の運行を

行っている。(112ページ参照)

また、21年9月より「福祉有償運送運転者講習会」を開催し、運転者の認定を行なっている。

13 福祉作業所の受託運営

区社協は、「白百合福祉作業所（基準該当就労継続支援B型事業）」と「かたくり福祉作業所（就労継続支援B型事業および就労移行支援事業）」の運営を指定管理者として受託し、主に知的障害のため、一般の職場に就労が困難な方に、作業設備と仕事を提供し、作業支援と生活支援を通して自立に向けた援助を行っている。(112ページ参照)

14 障害者地域生活支援センターの受託運営

区社協は、「豊玉障害者地域生活支援センター きらら」と、「石神井障害者地域生活支援センター ういんぐ」の運営を指定管理者として受託している。両センターは、障害者やその家族が地域で孤立せず、安心して自分らしくいきいきとした生活を送れるように支援し、様々なプログラムを通して、当事者、家族、ボランティア、地域住民、関係機関が連携し支えあう場となっている。(109ページ参照)

●非営利地域福祉活動団体への補助金交付

非営利で「家事援助または介護サービス」「移動サービス」「食事サービス」の活動を1年以上実施している団体を対象に補助金を交付している。平成24年度は、継続17団体に補助金を交付した。

このほか、20年度から、地域福祉向上に向けた新しい取組に対し、活動費の補助を行っている。24年度は継続2団体に対して補助を行った。

また、18年度から、講座や勉強会、交流活動などの地域福祉普及啓発活動への活動費補助を行っている。24年度は、継続4団体に対して補助を行った。

●福祉有償運送の支援

NPO法人等が障害者や高齢者などを車に乗せて、有料で送迎を行う福祉有償運送は、自治体で設置する運営協議会の協議を経て、運輸支局に許可された法人に限り、合法的に実施できることになっている。

区では、平成16年12月に、学識経験者やタクシー関係者、NPO法人などで構成される福祉有償運送運営協議会を設置し、福祉有償運送を行う団体の協議を行っている。協議の結果、現在区において福祉有償運送が承認されている団体は13団体である。

福祉有償運送の運転者は、二種免許を取得するか認定講習を受講することが義務付けられている。練馬区では練馬区社会福祉協議会が、21年9月に国土交通省から認定講習実施機関として認定を受け、移動サービス研修を実施している。24年度の認定講習受講者は28人であった。

●相談情報ひろば

地域の身近な相談窓口として区民に必要な情報を提供し、また、地域福祉推進の拠点としての役割や地域

の交流を深めることを目的として「相談情報ひろば」を開設している。その運営は、地域で様々な福祉活動を実施している地域福祉活動団体が行っており、区では運営費の一部を助成している。平成25年4月現在において開設されている「相談情報ひろば」は、常設型6か所、週一日型4か所の計10か所である。

●地域福祉パワーアップカレッジねりま

「区民が協働で築く“ねりま”の地域福祉」の基本理念のもと、「地域福祉を担う人材の育成」と「育成した人材を活かす仕組みづくり」を目標に平成19年10月に開設した。5期生22人、6期生40人が在学している。

(2) 保健福祉の総合支援体制を確立する

●民生委員・児童委員

民生委員は、地域社会、地域住民の福祉の向上に貢献するため、知事の推薦に基づき厚生労働大臣から委嘱される特別職の地方公務員である。高齢者、障害者、低所得世帯、ひとり親家庭等の実態を把握し、適切に援助・支援することをその職務内容としている。任期は3年で児童委員を兼ね、児童福祉の向上にも努めている。

区では、平成25年4月1日現在、20地区計570人を定数として民生児童委員協議会を組織し、活動している。このうち40人の主任児童委員は、児童問題を専門に活動する民生委員・児童委員である。

(3) 保健福祉サービスの利用を支援する

●権利擁護センター「ほっとサポートねりま」の運営

高齢や障害のため「福祉サービスの利用」や「財産管理」が困難な方に必要なサービスや制度を紹介し、選択して利用することで地域で安心して生活できるように支援することを目的として、福祉サービスの利用援助、成年後見制度の利用支援などを行っている。また、平成19年1月には区における成年後見制度活用を促進するための「成年後見制度推進機関」として位置付けられた。

なお、この運営は、区社協が行っている。

①相談の状況（25年3月31日現在）

*相談者957人、延べ相談件数6,569件

*相談者のうち、成年後見制度に関する相談者511人、延べ1,023件

②福祉サービス利用援助事業の契約支援の状況（25年3月31日現在）

*地域福祉権利擁護事業利用者：95人

*財産保全・各種手続き代行サービス利用者：14人

●苦情対応のための第三者機関の設置

保健福祉サービス利用者の利益を保護し、その権利を擁護するため、サービスに関する苦情や相談に適切に対応する第三者機関として、平成15年6月に「保健福祉サービス苦情調整委員」を設置した。

この機関は、弁護士等学識経験者からなる委員3人と、専門相談員（非常勤職員）2人で構成されている。

24年4月～25年3月の相談・苦情受付件数は193件、改善要望の申立ては25件であった。

(4) 福祉のまちづくりの考え方を広める

●福祉のまちづくり総合計画の推進

区は、心身の状態、年齢や性別に関わらず、区民が自らの生き方を選択し、社会を構成する一員として、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が提供される地域社会の実現を目指し、区民との協働で、平成18年3月に「福祉のまちづくり総合計画（18年度～22年度）」を策定した。

さらに、23年3月に、計画を改定し、継続して「ずっと住みたいやさしいまち」の実現を目標とする「福祉のまちづくり総合計画（23年度～27年度）」を策定した。この計画では、各基本方針に基づく取組の目指すべき成果を設定する際の重要な視点として、「3つの視点」を掲げるとともに、16の基本方針を掲げ、100の分野別計画事業を実施している。また、各計画事業の効果的な推進・連携を図るため、重点事業を選ぶ上での7つの考え方にに基づき、24の重点的に取り組む事業を定めた。

1 3つの視点

ひとの視点	ともに理解を深める「気づき」の輪を広げる視点
ソフトの視点	豊かな暮らしを支える環境を整える視点
ハードの視点	ともに暮らせるやさしい空間をつくる視点

2 16の基本方針

1	多様な区民の意見を取り入れ、利用する人の視点によるものづくり・仕組みづくり
2	区民と区はパートナーとして互いに尊重し、協働して福祉のまちづくりを推進する
3	取組を着実に進め、改善を続ける
4	だれもがとどえる場づくり、出会って交流、あらたな「気づき」が生まれる
5	学びを育む機会づくり、気づいて行動、まちが変わる
6	道路、公園、建物を活かす総合的な運用やサービス提供
7	手に入れやすく、分かりやすく、使いやすい情報の輪
8	みんながうれしい、商店街でハートフルなおもてなし
9	いざというときにも安全安心。ふれあいのまち

10	気楽にお出かけ。行きたいところへ、行きたいときに
11	歩きやすい、歩きたくなる道づくり
12	また来たくなる、楽しめる公園づくり
13	駅はまちの中心。駅からはじまる福祉のまちづくり
14	人と自転車が共存し、仲良くできるまちづくり
15	行きやすい、入りやすい、使いやすい建物や施設づくり
16	建物や施設のつながりに配慮して、まち全体をバリアフリーに

3 重点事業を選ぶ上での7つの考え方

1	福祉のまちづくりを区民と区が協働で推進する
2	福祉のまちづくりを担う人材育成を推進する
3	身近に誰もが気軽に外出できる場をつくる
4	安心して使えるトイレを区内に増やす
5	わかりやすい情報・案内づくりを推進する
6	既存の建物のユニバーサルデザインを推進する
7	各施設の連続性を確保し、面的な整備を推進する